すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年３月２８日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第２８号

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例

すみだ障害者就労支援総合センター条例（平成２３年墨田区条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第７条の表就労移行支援事業の項第１号中「第２２条第５項」を「第２２条第８項」に改める。

付　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。